

社会福祉法人ゆたか会 就職支度金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人ゆたか会（以下「当法人」という。）において介護職員又は看護職員の職種に自ら直接法人に応募し、勤務形態および就業場所を限定しない者に対する就職支度金（以下「支度金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支度金の支給を受けることができる者は、次の各号に該当することとする。

- (1) 2020年6月1日から2021年4月1日までに採用され、支度金支給申請を行った者。但し、支給対象人数5名以内（採用又は内定先着順）とする。
- (2) 当法人の所定の手続き（面接・適性検査・健康診断）によって採用決定した者
- (3) 業務内容・勤務地・勤務時間を限定しない正職員であること
- (4) 採用日において満50歳未満の者

(支度金の額)

第3条 支度金は総額60万円以内とする。

(支度金の支給)

第4条 支度金の支給は次のとおりとする

- (1) 採用時10万円
- (2) 入職6か月経過後50万円

但し、退職が見込まれる場合及び勤務形態等の限定または勤務成績不良（一定以上の欠勤等あるいは業務習熟不良）がある場合は支給しない

(理事長への委任)

第5条 この要項に定められるもののほか、支度金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める

附則

この要項は2020年6月1日から施行する。